

第貳拾七條

本社定休日ヲ左ノ通り定ム

- 一、年 始 一日・二日・三日・三日間
- 一、年 末 三十日・三十一日・二日間
- 一、毎日曜日 天長節祝日

第貳拾八條

本社ノ都合又ハ業務ノ繁閑ニヨリ前條ノ定休日ヲ臨時改廢スルコトアルベシ
但、此ノ場合ニハ三日以前ニ揭示スルモノトス

◎第四章 賃金、手當及其他ノ給與

第貳拾九條

従業員賃金ヲ左ノ通り種別ス

- 一、月 給
- 一、日 給
- 一、請 負 給

第參拾條

月給ハ優待工或ハ特種ノ作業ニ從事スル者ニ限り支給スルコトアルベシ

第參拾壹條

班長及副班長ニハ特別手當ヲ支給ス

第參拾貳條

日給ハ實働時間一日十時間ヲ基礎トシテ計算シ、其積算額ヲ支拂フモノトス

第參拾參條

遅刻及早引ノ場合ニ於テハ其實働時間一時間ニ對シ日給十分ノ一ノ割合ヲ以テ計算シ參拾分間未滿ハ採算セザルモノトス

第參拾四條

深夜業、徹夜業及晝夜交替等ノ特別賃金ハ特ニ其賃率ヲ定メ之レヲ工場内ニ揭示スルモノトス

第參拾五條

請負給ノ賃金單價ハ工場長之ヲ決定シ其出來高ニ對シ作業完了ノ數量ニ限り賃金ヲ支拂フモノトス

第參拾六條

但、請負給者ト雖モ豫メ其日給額ヲ決定シ賞與、手當等ノ給與上ノ標準ニ資スルモノトス

第參拾七條

賃金ハ毎月末四日前迄ノ分ヲ其月末ニ支拂フモノトス
但、従業員ノ希望ニヨリ毎月十五日及月末ノ二回ニ支拂フ事アルベシ

第參拾八條

前條ノ支拂當日ニシテ本社定休日ニ相當スル時ハ一日繰リ上ルモノトス
左ノ場合ニハ請求ニヨリ臨時ニ賃金ヲ支拂フモノトス

第參拾九條

- 一、解雇又ハ死亡ノ時
- 一、不可抗力ニ基因スル災害費ニ充ツル時